

Ⅶ 仙台市障害者保健福祉計画・第3期障害福祉計画関連事業一覧

1 自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進

(1) 市民理解と相互交流の促進

①市民理解の促進

広報・啓発活動の推進	市政だよりなどの広報，報道機関への積極的な情報提供，福祉まつりなどのイベント等，多様な媒体・機会を活用し，障害のある方の市民理解の促進等を図る。
市民センターにおける各種事業	市民センターにおいて，市民が障害に関する理解を深めたり，障害のある人も学習や社会参加・交流の機会を得られるよう配慮した生涯学習事業を実施する。
市政出前講座の活用等による各種研修の実施	障害者保健福祉計画，障害のある方の福祉サービスなどについて市政出前講座の項目に入れるとともに，市民からの要請に応じ，さまざまなテーマにて講座を実施する。
精神疾患・精神障害に対する正しい理解の普及啓発	・精神保健福祉対策(普及・啓発)として，精神保健ハンドブックの作成等を行う。 ・精神疾患・精神障害の正しい知識の普及と適正な態度の醸成を目的とした，様々な主体による取り組みをより効果のあるものにするためにコーディネートするとともに，それらの取り組みを地域に根ざした普及啓発活動とするためのプログラムの開発等を行う。
点字・声の広報発行	視覚障害のある方を対象に生活情報を点字・音声版で毎月発行する他，希望に応じ必要な文書等を音・点字訳して提供する。また，「せんだいふれあいガイド」の冊子から視覚障害のある方が必要な情報を抜粋し，点字・音声版を作成する。

②相互理解と交流の促進

障害のある方との交流を深める各種イベント開催	障害のある方の芸術・文化活動振興及び市民の障害福祉への理解啓発のため，福祉まつりウエルフェア等のイベントを開催する。
障害理解を促進するための事業の推進	障害のある方とない方の相互理解促進のため，心の輪を広げる体験作文及び障害者週間のポスターの募集・審査・表彰等を実施する。

(2) 障害者の権利擁護や虐待防止対策の推進

①権利擁護の推進

成年後見制度の利用支援	判断能力が不十分な知的・精神障害のある方について，配偶者及び2親等内の親族がいない場合，親族による申し立てが期待できないとき，市が成年後見制度の申立を行う。また，市が申し立てた者のうち，鑑定料や後見報酬の支払能力がない者については後見報酬などを助成する。
日常生活自立支援 (市区権利擁護センター)	仙台市権利擁護センター(まもり一ぶ仙台)や各区の権利擁護センターにおいて，障害などにより，判断能力が十分でない方が，地域で福祉サービスを適切に利用し自立した生活を送れるよう支援を行う。

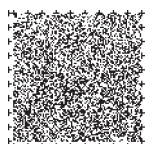
②虐待防止対策の推進

虐待防止体制の整備	障害者虐待防止センターの整備について検討を進め，虐待の未然防止や安全確保のための通報時における速やかな対応など，障害のある方への虐待を防止する体制の整備を図る。
-----------	--

2 生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実

(1) 相談支援体制の強化

①相談支援体制の整備



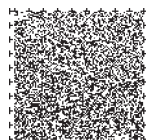
相談支援事業の実施	障害のある方の自立と社会参加を促進するため、地域で生活している障害のある方やその家族等の相談に応じ、総合的な支援を実施する。
相談支援事業の再編強化や区役所総合相談等（総合相談）	障害などにより「自ら支援を求めることが難しい」方へも、必要などきに必要な支援が届けられるよう、区役所と相談支援事業所のコーディネート機能の強化や地域の事業者・支援者との連携体制づくりを進める。
精神保健福祉対策（医師等による区・総合支所での相談等）	心の健康に関することや精神障害のある方の日常生活・社会参加などについて、精神科医、精神保健福祉相談員、保健師などが相談を行う。また、回復途上にある在宅の精神障害のある方を対象に、小グループでレクリエーション活動などを行い、社会復帰の支援を行う。
障害者相談員による支援	障害者福祉に造詣の深い民間の方々を障害者相談員として委嘱し（任期2年）、地域で暮らす障害のある方が身近なところで相談支援を受けられる環境を整える。
精神保健福祉審議会	精神保健福祉審議会を設置し、精神保健及び精神障害のある方の福祉に関する事項の調査審議により、精神保健及び精神障害者福祉の向上を図る。

②障害の多様化に応じた相談支援の充実

専門的な相談機関における相談等	各専門相談機関（精神保健福祉総合センター（はあとぽーと）、障害者更生相談所、北部・南部発達相談支援センター（北部・南部アーチル））において、障害のある方の様々な障害特性や複雑な事例等に応じた相談・支援を行う。
自閉症児者相談支援センター運営管理及び拡充	自閉症の方へのより身近な地域における支援の充実を図るため、2ヶ所目となる自閉症児者相談支援センターを新たに開設し、支援の拡充を図る。
中途視覚障害者支援センター運営管理及び拡充	中途視覚障害の方の地域での自立した生活を実現するため、中途視覚障害者支援センターを設置・運営する。
震災後の心のケア	震災を契機として、精神的に不安定になった方々への心のケア、被災者を支援する様々な支援者へのメンタルヘルスのケアを行う。健康問題に限らず、生活全般への視点を持ちながら、予防的なかわりも行う。また、震災と自殺予防に関する研修などを行う。
児童生徒の「心のケア」推進事業	児童生徒の健やかな成長のために、各学校の教育相談体制を充実させるとともに、様々な悩みや相談に対応するために心の専門家であるスクールカウンセラーを全校に配置・派遣する。また、教職員の教育相談の対応力の向上を目指して心のケア研修会を実施する。さらに、仙台市児童生徒の心のケア推進委員会を設置し中長期的な取組を検討するとともに、震災による心のケアを推進する。
子どもの「心のケア」推進事業	幼児健康診査の機会を活用した問診調査や保健指導を行うほか、震災の被災者を対象として「子どものこころの相談室」における専門医による個別相談を実施するなど、子どもの心のケアの充実を図る。

③ケアマネジメント推進体制の整備

障害者自立支援協議会及び地域の自立支援協議会	相談支援事業の適切な実施を図るため、相談支援事業の運営評価、事業者等への指導・助言、関係機関によるネットワークの構築等を行う。また、社会資源や制度の有効活用と、区圏域の課題の集約・検討を行う地域の自立支援協議会を設置する。
------------------------	---



ケアマネジメント従事者研修	相談支援従事者を核とし、地域の事業者・支援者を含むケアマネジメントやチームアプローチの実践を拡大するため、日頃の実践からの「気づき」とその活用につながる研修を企画し実施する。またOJTや拠点的なコーディネート機能と併せ、人材育成策の体系化を図る。
---------------	---

(2) 障害児に対する支援の充実

① 障害児とその家族への支援

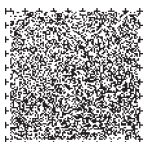
母子保健法に基づく各種健康診査	2(4)①参照
障害児保育の充実	保育に欠け、集団保育が可能な障害のある児童を保育所へ受け入れ、共に育つことを推進する。
児童発達支援事業による療育支援	児童発達支援センター及び児童発達支援事業所において、療育の拡充に向けた取り組みを進める。
聴覚言語療育支援	言語及び聴覚に障害のある就学前の幼児に対し、聴覚言語療育支援を行い、障害の改善と言語・聴覚機能の発達を促す。
特別（保育）支援コーディネーターの養成	障害のある子ども等へ配慮した保育やその保護者へ必要な支援を行うため、保育所内において支援の核となる、必要な基礎知識と実践力を身につけた職員を養成する。
特別支援教育コーディネーター研修	発達に不安のある児童・生徒への支援を中心になって考えるために学校毎に指名される特別支援教育コーディネーター等を対象とした研修の充実を図る。
幼稚園や保育所への専門的バックアップ	幼稚園や保育所（保育園）の支援機能向上を図るために、アーチルの専門職員が幼稚園や保育所を訪問しての相談及び施設支援を行う。
障害のある方の家族支援等の推進	障害児（者）と家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、障害児（者）等の家族に代わり一時的な介護サービスを提供する。また、保護者による自主的な活動の支援を行う。

② 放課後の居場所づくり

放課後等デイサービスによる支援	障害のある児童・生徒に、放課後や夏休み等長期休暇中の活動の場を提供するとともに、ボランティアや仲間との交流、遊びや生活経験を通し、自立に向けた支援を行う。
児童館等における要支援児の受入れ	障害児等個別支援が必要な児童の児童クラブへの登録が多い場合に、職員体制づくりに要する費用を加算するとともに、専門家による巡回指導等を行うことにより、児童への支援・配慮の充実を図る。

③ 教育環境の充実

学習障害児等の教育推進	発達障害及びその可能性のある児童生徒への指導内容・方法等について、専門家チームや巡回相談員を各校に派遣し、指導・助言を行う。
肢体不自由のある幼児・児童生徒に対する支援	市立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に在籍する肢体不自由のある幼児・児童生徒に対する教育の充実を図るため、鶴谷特別支援学校に OT（作業療法士）及び PT（理学療法士）を配置し、併せて各学校・園に派遣し、肢体不自由のある幼児・児童生徒への担任等の取組に対して指導・助言する。
学校における医療的ケアの推進	市就学指導委員会の判断結果に沿って市立小・中・特別支援学校に在籍する児童生徒のうち、医療的ケアが必要な児童生徒の学校生活や学習を支援するため、看護師を配置する。
特別支援教育の推進（指導補助員の配置）	通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒の学習や学校生活を補助する指導補助員の配置を行う。



特別支援学級への指導支援員の配置	特別支援学級に担任の指示を受け、在籍児童生徒の学習や学校生活を補助する指導支援員の配置を行う。
------------------	---

④地域における療育の支援

児童発達支援センターによる支援	既存の資源を活用しながら、地域支援の提供を行う中核的な機能を持つ児童発達支援センターによる保育所等への訪問支援など、サービス提供体制の具体的な検討を進める。
-----------------	--

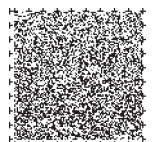
(3) 障害特性等に対応した支援の充実

①障害特性等に対応した特別な支援

医療的ケアを必要とする障害のある方等への支援	痰の吸引や経管栄養、導尿等の医療的ケアが必要な障害のある方などが、サービスを円滑に利用しながら地域で安心した生活を送れるよう支援を行う。
在宅酸素濃縮器利用者への支援	在宅酸素療法を実施しているか、常時人工呼吸器を必要とする身体障害のある方等に対し、酸素濃縮器または人工呼吸器の使用にかかる電気料金の一部を助成する。
発達障害のある方の自立に向けた支援	現行の障害福祉サービス等での支援が難しい発達障害のある方や家族への支援、行動障害の軽減や二次障害の予防を目的とした自立に向けた支援を行う。
全身性障害者等指名制介護への助成	重度の脳性麻痺等により全身に障害があり、家族に適当な介護者がいない障害のある方を対象に、障害のある方本人に介護人を選任してもらい、その介護を受けた場合にかかる費用の一部を助成する。

②心身の状態に応じた適切な支援

難病患者への支援	難病特別対策推進事業、遷延性意識障害のある方の治療研究等の事業を推進し、日常生活を支援する。
包括的呼吸リハビリテーション事業	呼吸器疾患特有の生活障害の実態を明らかにするとともに、在宅の同疾患の患者が健康維持や生活障害軽減のため早期にリハビリテーションに取り組めるよう、環境整備や仕組みづくりを進める。
重度障害のある方のコミュニケーション支援	筋萎縮性側索硬化症(ALS)等の意思伝達が困難な重度障害のある方に対して、生活の質(QOL)向上と尊厳確保のため、意思伝達装置等を活用したコミュニケーションの確立を支援する。
テクノエイド事業の推進	障害のある方の生活状況に合わせた適切な福祉用具、住宅改修等の評価・選定やモニタリングができるようシステムを構築し、物理的バリアの軽減を図る。
精神障害のある方のデイケア事業の支援	生活指導、作業指導などのデイケアを実施し、回復途上にある精神障害のある方の社会参加・社会復帰を促進する。
高次脳機能障害のある方への支援	高次脳機能障害のある方が地域で自立した生活を送ることができるように、総合相談による支援を実施するとともに、関係機関等が互いに連携し、一体となって支援するネットワークの構築を図る。
中途視覚障害のある方への支援	中途視覚障害のある方が地域で自立した生活を送ることができるように、委託により総合的な相談支援・交流会等の生活支援事業及び白杖歩行・パソコン等の生活訓練事業を実施する。
後天性免疫不全症候群(エイズ)患者への支援	患者が必要な福祉サービスを受けられるよう支援のネットワークを整備する。また、患者が学校・職場・地域において円滑な日常生活が送れるよう、関係機関の綿密な連携と相談支援体制の構築を図る。
聴覚言語障害のある方の支援	聴覚障害のある方の福祉増進を図るため、各区に聴覚障害者福祉相談員の配置及び地域世話人に対する聴覚障害者用ファクシミリ電話料金の一部助成を実施する。
補助犬の普及促進	補助犬の普及促進を図るため、補助犬への理解啓発を目的としたチラシ・ポスターの配布を実施し、また、補助犬を利用する障害のある方への飼料の給付を実施する。



(4) 保健・医療の推進

①健診・受診の促進

自立支援医療給付	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の軽減や職業能力の推進のために必要な医療について、更生に必要な医療費等を給付する(更生医療)。 ・精神障害のある方の通院医療に要する費用の全部又は一部を公費負担する(精神通院医療)。 ・身体上の障害を有する児童または現存する疾病を放置すると障害を残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる場合に、その障害の除去または軽減するための医療に要する費用を公費負担する。(育成医療)
心身障害者医療費の助成	心身障害者の負担を軽減し、福祉の増進を図るため、障害の程度、区分等の一定要件を満たす方について、医療費の保険診療による自己負担相当分の一部又は全部を助成する。
身体障害のある方の健康診査	常時車いすを使用する身体障害のある方の二次障害を予防するため、健康診査を実施する。
乳幼児健康診査	障害の早期発見を含めた乳幼児の健康の保持増進や心身の発育発達、養育状況を把握し、適切に支援するため、乳幼児健康診査を行う。
先天性代謝異常検査等の実施	検査等の実施により、先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症等を早期に発見し知的障害等の障害発生を予防する。 平成24年度より対象となる疾患数を拡大させる。
新生児等への訪問指導	妊産婦及び新生児の発育発達と健康の保持増進を図るため、全新生児を対象とした家庭訪問指導を実施する。
小児慢性特定疾患患者への支援	厚生労働省告示により定める慢性疾患にかかっている児童に保険診療の自己負担分に対する医療費の給付を行う。
後天性免疫不全症候群（エイズ）に関する相談及び検査	HIV感染症の早期発見のために早期受診を勧奨し、エイズの発症を予防する。また、HIV感染への不安がある方の相談に対応し、正しい知識の普及啓発及び今後の感染予防啓発を行う。

②健康づくりの推進

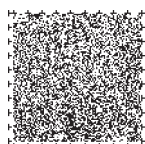
心身障害児通園施設歯科健康診査・保健指導・歯科健康教育の実施	社団法人仙台歯科医師会に事業を委託し、障害児(者)の歯科診療事業を、休日夜間歯科診療所(仙台市福祉プラザ内)において実施する。また、在宅歯科診療事業を実施する。 心身障害児通園施設に年2回の歯科健康診査及び保健指導を実施するとともに、希望する障害者施設で歯科健康教育を実施する。
ひきこもり青少年等の社会参加支援	ひきこもり者の状態に応じた適切な支援を図るため、ひきこもり地域支援センターをはじめとした相談体制を強化するとともに、関係機関・支援団体との連携や一元的な情報提供などの取組みを推進する。
障害のある方の健康増進事業	障害のある方自らが、身近な地域においてレクリエーションスポーツ等を通して主体的に健康増進への取組みができるよう、環境の整備や仕組みづくりを進める。

③精神疾患等の早期発見・早期支援の推進

精神障害のある方の地域社会交流促進	精神障害者地域社会交流促進事業の継続的な実施(精神疾患・精神障害に対する正しい知識と適正な態度の醸成を目指し、全市的な取組みのコーディネート機能と地域に根ざした形での普及啓発活動に取り組むためのプログラム開発等を主に行う)【1(1)①参照】
-------------------	--

④自殺予防の推進

仙台市こころの絆センター(自殺予防情報センター)	自殺を考えている方や自殺未遂者、遺族等の相談に応じ、必要に応じて適切な相談窓口につなげるとともに、地域における人材育成や情報発信、各種広報等により、自殺対策の推進を図る。 さらに、震災後の心のケア事業と連動し、被災者の孤立予防および自殺予防を強化する。
--------------------------	---



自殺予防推進（関係機関・団体等の有機的な連携）	自殺対策を総合的に推進するために、関係機関・団体等が互いに綿密に連携し合い一体となって対応する体制づくりを進める。
-------------------------	---

⑤精神科救急システムの整備

新市立病院整備（精神科救急システムの整備）	心の問題や精神疾患を抱える市民が安心して生活できるよう、新市立病院内に単科精神科病院では対応が難しい身体疾患と精神疾患をあわせ持った救急患者を受け入れる態勢を整えるなどにより、精神科救急システムを整備する。
-----------------------	---

3 誰もが安心して地域で生活できる環境の整備

(1) 地域で生活していくための環境整備

①地域生活支援のための拠点の整備

(仮称)身体障害者総合支援センター整備	従来の更生相談所機能に加え、障害のある方の地域生活を支援するための総合的なリハビリテーションの中核を担う専門機関として、健康増進センターの機能見直しに合わせて整備する。
---------------------	--

②住まいの場の確保等地域移行支援

障害特性に応じた「住まいの場」の確保に向けた支援	重度の知的障害を伴う自閉症や重症心身障害等の重い障害がある方の「住まいの場」の確保を支援する。
重度心身障害のある方の住宅改造	重度心身障害のある方の住環境を整備するための改修費を助成する。
精神障害のある方の退院促進支援	受け入れ条件が整えば退院可能な精神科病院入院者の宿泊訓練等を社会復帰施設に実施(委託)する等し、円滑な地域移行・定着を推進するとともに、支援を類型化し、退院促進や地域移行・定着につながるプログラム開発や体制整備について検討する。
知的障害のある方の自立体験ステイ	在宅の知的障害のある方が一定期間保護者の元を離れて地域生活を体験することにより、グループホーム等での自立生活の実現を支援する。

③地域住民同士の支え合いの体制構築

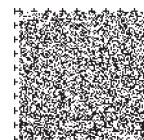
地域生活支援ネットワーク会議、連絡調整会議	区毎に地域課題や特性に応じた対応のあり方を検討する地域生活支援ネットワーク会議や専門相談機関での連絡調整会議等により、障害のある方への支援のネットワークづくりを図る。
地区社会福祉協議会による小地域福祉ネットワークの推進	障害のある方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、民生委員やボランティア団体等と連携して、安否確認や生活支援を行う。
民生委員児童委員による地域の見守り活動等	障害のある方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、相談、情報提供、見守り等を行う。

④防犯対策の推進

障害のある方やボランティアに対する防犯講座	障害のある方やその家族、福祉施設の職員を対象とした防犯講座を開催するとともに、障害のある方と接する福祉関係者、ボランティア等に対して、障害のある方の犯罪被害防止に係る知識の普及を図る。
消費者トラブル見守り事業の展開	障害のある方の消費者被害防止のため、障害のある方と接する機会の多い民生委員や関係団体等に対し、消費者被害の内容とその防止策について啓発を行う。

(2) 誰もが生活しやすいまちづくりの推進

①バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進



ひとにやさしいまちづくりの推進	ひとにやさしいまちづくり推進協議会により、心のバリアフリーの普及・啓発、職員を対象とした介助法研修を行う。
心のバリアフリー化の推進	心のバリアフリー推進のため、小中学生を対象とした交通バリアフリー教室の実施や利用者へのバリアフリーマナーアップの啓発、交通事業に従事する職員へのバリアフリー教育などを実施する。

②容易に移動できる環境の整備

交通安全施設等の整備	歩行空間の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの敷設など、障害のある方が安全に安心して移動できるように、道路環境の整備を進める。
仙台市バリアフリー基本構想の策定	バリアフリー新法に基づいて、優先的に整備を図るべき地区の基本構想を策定し、バリアフリーの推進を図る。
低床バス車両等導入への補助	バス事業者に対して、低床バス車両の購入費の一部を補助する。
バスのバリアフリー化の推進	ノンステップバスの導入やバス停留所への上屋・ベンチの設置等によりバリアフリー化を推進する。
交通施設バリアフリー化設備整備への補助	鉄道事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化設備整備事業に対して、事業費の一部を補助する。
地下鉄のバリアフリー化の推進	車両への車いすスペースの設置や案内表示装置の設置を行うことに加え、駅の階段における段差の明瞭化や触知案内図、音声・音響案内設備の設置などによりバリアフリー化を推進する。
外出支援等のサービス提供	視覚障害により移動が非常に難しい方に、必要な情報の提供や援護等の外出支援を行う同行援護や、自己判断能力が制限されている方の危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う行動援護の障害福祉サービスの提供を推進する。【5(1)②参照】
リフト付自動車運行への助成	一般の交通手段の利用が困難な障害のある方の社会参加を促進するため、福祉有償運送実施団体へ経費の一部を助成する。
ガイドヘルパーの派遣	重度視覚障害のある方及び全身性障害のある方にガイドヘルパーを派遣し、病院や公的機関に行く場合などの付添を行う。
障害のある方への交通費等の助成	障害のある方の社会参加の推進のため、対象者にふれあい乗車証(市営地下鉄・バス、宮城交通の無料乗車証)・福祉タクシー利用券・自家用自動車燃料費助成券のいずれかを交付し、移動に要する費用の一部を助成する。
自動車運転免許取得への助成・自動車改造への助成	障害のある方の社会参加の推進のため、自動車運転免許取得に要する費用及び身体障害のある方の自動車改造に要する費用の一部を助成する。

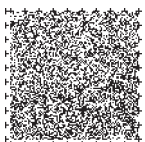
③コミュニケーション支援の充実

コミュニケーションの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳相談員設置…市役所・各区役所に手話通訳者を配置し、聴覚障害のある方への各種通訳や相談等に応じる。 ・奉仕員養成研修…各種奉仕員の養成講座を開講し(手話Ⅰ・Ⅱ、要約筆記、点訳、朗読)、修了後同意書の提出があった方へ奉仕員証を発行する。 ・手話奉仕員等派遣…聴覚障害のある方等の必要に応じ、奉仕員(手話Ⅰ・Ⅱ、要約筆記)を派遣する。
--------------	---

(3) 震災を踏まえた災害対応の強化

①災害に備えた対策の推進

視覚障害のある方に対する防火防災等災害対策用広報テープの配布	年1回災害対策用広報テープ(カセットテープ)を作成し、訪問防火指導時に配布する。
--------------------------------	--



災害時要援護者情報登録制度	本人からの申出により災害時要援護者として登録した方に関する情報を町内会や民生委員等に提供することにより、地域における取り組みを推進する。
---------------	--

②災害時の支援体制の整備

福祉避難所の拡充・機能強化	施設との協定の締結を図り、介護など個々の対応が必要で、指定避難所での対応が困難な方の避難所である福祉避難所を増やすとともに、資機材や備蓄物資の充実を図る。
地域での災害時要援護者支援体制の整備促進	「災害時要援護者避難支援プラン」の策定により、災害時に援護を要する方々が安心して避難できるよう、地域での支え合いによる取り組みを促進する。
災害時における情報提供体制の整備促進	災害の発生時に障害のある方が迅速かつ正確に情報を把握できるよう、災害に関する情報をインターネットや電子メールなどで提供する。

③災害時におけるサービス提供体制の確保

事業継続計画（BCP）策定の普及・啓発	災害発生時に障害福祉関係事業者が、迅速に対応し、サービスの継続実施、またいち早くサービスを再開できるよう、事業継続計画（BCP）の策定について普及啓発する。
物資の備蓄や非常用発電設備の設置	障害者福祉センターに自家発電設備等を配置、支援物資を備蓄するなど、防災中核拠点として整備する。
119番緊急通報の強化	聴覚・言語障害がある方によるeメールやファクスでの119番緊急通報の受付を行う。
重度身体障害者緊急通報システム	ひとり暮らしの重度身体障害のある方に通報装置を貸与し、安全確保と不安解消を図る。

4 就労や社会参加による生きがいつくり

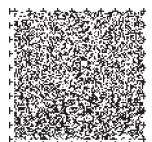
(1) 多様な就労による生きがいつくり

①多様な就労の場の創出

施設等自主製品の販売促進	施設自主製品の販売促進を図る「障害者販売業務訓練等事業」を行う社会福祉法人に補助金を交付するほか、授産製品の販売促進と障害のある方の社会参加を図るため、区役所や市民広場等において展示販売会を開催する（ふれあい製品販売）。
障害者在宅就労の促進	障害のある方の在宅就労に関する総合的なサービス拠点として、バーチャル工房「せんだい庵」を設置し、知識や技術を習得するための講座の開催や企業からの受注促進の取組み等を実施する。
知的障害者チャレンジオフィス	知的障害のある方を非常勤嘱託職員として雇用し、一般就労へ向けた支援を行うとともに、障害程度や能力に応じた適切な業務内容、業務量等の検討を行う。また、その取組の成果を企業に紹介することにより、知的障害のある方の雇用促進を図る。
身体障害のある方を対象とした仙台市職員採用選考	身体障害のある方の雇用促進を図ることを目的とした職員採用選考を実施する。

②就労促進に向けた普及啓発

障害者雇用促進貢献企業の表彰	障害のある方を積極的に雇用し、働きやすい職場環境をつくる取組みを行う事業者に対し、市長より感謝状を贈呈すると共に、その取組みを広く事業者や市民に紹介し、障害のある方への理解の促進・雇用創出を図る。
障害のある方の職業能力開発の促進	障害のある方の職業的自立を支援するため、福祉・教育・経済・労働等各分野が連携し、就労促進に向け、企業及び障害のある方のニーズや一人ひとりの態様に応じた職業訓練の推進を目的とした事業を実施する。



勤労者福祉ガイドブック等 発行	勤労者・事業者に対し労働関係情報を広く周知することを目的として発行しているガイドブック等に、障害のある方の雇用促進のための法律や制度、問い合わせ先を掲載し、制度利用の普及啓発を図る。
--------------------	---

(2) 障害者就労支援体制の充実

①就労支援ネットワークの推進

障害者就労支援センター運営	障害のある方の就労に関する相談、援助、啓発等を行うことにより、障害のある方の就労を総合的に支援し、雇用促進及びその職業の安定を図る。
就労支援連絡会議の開催	障害者就労支援センターにおいて、就労支援に携わる関係機関とともに、発達障害、高次脳機能障害、視覚障害のある方等の就労支援に関する連絡会議を開催する。

②個別ニーズに対応できる支援体制の整備

精神障害のある方の社会適応訓練	協力事業所(委託)において、精神障害のある方が一定期間生活指導や訓練を受けることにより、集中力、環境適応能力等を養い、社会復帰、経済活動への参加を促進する。
知的障害のある方の職場実習訓練	協力事業所(委託)において、知的障害のある方が一定期間生活指導や技能習得訓練等を受けることにより、社会生活や就職に必要な能力と就職に必要な素地を身につけ、雇用の促進と職場における定着性を高める。

(3) スポーツ・文化・芸術活動への支援

①スポーツ・レクリエーション活動の促進

多様に選択できるスポーツ活動の参加機会の拡大	障害のある方のスポーツの振興を目的に、スポーツ教室、大会を開催すると共に、大会派遣への支援等を実施する。
各種レクリエーション活動の推進	障害のある方の社会参加促進や相互交流を図るため、各種レクリエーション教室を開催する。
障害のある方の生活訓練	身体障害のある方の健康管理や社会生活に役立つ知識・能力の習得を目的に、各種研修等を実施する。
仙台市スポーツ施設使用料減免	障害のある方がスポーツ施設を利用する際の使用料を減免し、スポーツ、レクリエーション活動の機会を拡大する。

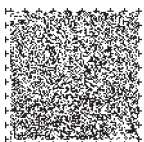
②文化・芸術活動の促進

文化・芸術活動の振興	障害のある方の文化・芸術活動の振興を目的に「仙台市障害者による書道・写真・絵画コンテスト」の開催や障害のある方の芸術作品等の紹介や相互の交流を図る紙上交流誌「わか」の発行等を実施する。
障害のある方の国際交流	障害のある方が海外の障害のある方と交流・親睦を深めることを目的に行われる事業について、補助金を交付する。

(4) 障害者自身による主体的な社会的活動支援

①当事者活動の推進

セルフヘルプグループ(障害のある方の自助グループ)の支援	セルフヘルプグループの立ち上げや運営に関する相談等、グループの育成への支援を実施する。
------------------------------	---



ピアカウンセリング事業 (精神障害のある方同士の カウンセリング)	精神障害のある方が自身の問題解決能力を高め、社会参加と自立を促進するために、ピアカウンセリングを学び実践する機会を提供する。 また、当事者活動のリーダーの育成を図る。
本人活動の支援	知的障害のある方の社会参加と自己実現を図るため、自ら話し合い、計画したボランティア活動や交流会等活動を支援する。

②社会的活動への参加促進

障害者ボランティア活動の 支援	精神障害のある方の社会参加と自己実現を図るため、精神障害のある方の社会復帰に関する活動についての情報提供及び障害のある方等に対するボランティア活動を支援する。
審議会等への障害のある方 の参画推進	障害者施策推進協議会、障害者自立支援協議会、精神保健福祉審議会等の委員として障害のある方を委嘱し、市政への参画を推進する。
精神障害のある方の社会参 加に関する個別支援プログ ラムの実施	生活保護を受給している在宅の精神障害のある方のうち、福祉事務所が選定した方について、生活の支援や社会参加に向けた組織的な支援を行う。

5 サービスの充実と質の向上

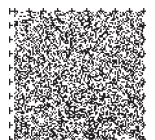
(1) サービスを選択できる環境の整備

①障害福祉サービス提供体制の整備

自立支援法に基づく介護給 付・訓練等給付事業 (第3期障害福祉計画)	自宅等で受けられる訪問系サービス、障害福祉サービス事業所等へ通所する日中活動系サービス、グループホーム等の居住系サービスの安定的な提供を推進する。
重度重複障害者等受入運営 費の補助	重度重複障害のある方等を受け入れている知的障害者通所施設に、支援員配置のための補助金を交付する。
身体障害者(児)補装具費の 支給	補装具の処方や適合判定を実施し、障害の状況に合った適正な補装具を支給する。
障害者小規模地域活動セン ター運営費の補助	障害のある方が通所し、創作活動や生産活動を通して、作業指導や生活指導、さらには社会参加訓練等の地域的な支援を行う施設に対して、運営費を補助する。
障害福祉サービス事業所の整備	障害者とその家族が安心して地域生活を送ることができるよう、生活介護サービスを提供する施設を整備する社会福祉法人に対し、補助を行う。

②地域生活を支える各種サービスの提供

地域生活支援事業等各種事 業 (第3期障害福祉計画)	相談支援や円滑な外出のための移動支援をはじめ、一人ひとりに合った多様なサービスの提供を推進する。
障害のある方への配食サー ビス	食事を用意することが困難な在宅のひとり暮らしの障害のある方に、最大1日1回、昼食又は夕食を定期的に届ける。
障害者福祉センター運営管 理	障害者福祉センターにおいて自立訓練や生活介護事業を多機能型で運営するとともに、講習会、会報発行、貸館等を実施する。また、設置の検討を進めている地域の自立支援協議会など地域支え合い体制の中核、障害者福祉の地域拠点機能を担う。
高額障害福祉サービス等給 付費の給付	障害福祉サービス、補装具、介護保険、児童福祉法に基づく給付の自己負担額が基準額を超える場合に当該額を償還する。



一般廃棄物処理手数料の減免(ストマ装具・紙おむつ等支給者へのごみ袋の配付)	在宅重度障害者(児)日常生活用具給付事業においてストマ装具・紙おむつ等を支給されている方に減免相当分として家庭ごみ指定袋(中サイズ)50枚を配付する。
---------------------------------------	---

③サービスの質の維持向上を図る指導

苦情解決体制や第三者評価事業体制の周知	施設等において障害のある方に対する権利侵害がおきないように、福祉サービスの苦情解決体制や第三者評価事業制度の周知を行う。
指導監査の推進	本市が実施する施設監査等を通して利用者の処遇向上等を図る。

(2) 人材の育成・確保

①障害福祉に従事する人材育成・研修の充実

各種研修等の実施	4つの専門相談機関や相談支援事業所、就労支援センター等関係機関との連携による研修や調査、研究を実施する。
----------	--

②ボランティアなど地域で支える担い手の確保

仙台市ボランティアセンターによる各種専門研修等	ボランティアに必要な知識や技術の研修機会を提供し、ボランティアを発掘・育成するとともに、ボランティア要請と派遣のマッチングやアドバイス等の支援を行う。 また、キャップハンディ体験(障害者理解)のための教材の貸し出しを行う。
-------------------------	--

